

東三河広域連合公告第 81 号

公告

一般競争入札を下記のとおり行う。

令和 7 年 9 月 18 日

東三河広域連合長 長坂 尚登

記

1 入札に付する事項

(1) 業務名

東三河広域連合介護事業所管理者育成支援研修実施業務

(2) 業務内容

別紙「東三河広域連合介護事業所管理者育成支援研修実施業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和 7 年 12 月 26 日まで

(4) 業務場所

東三河広域連合の指定する場所

2 入札参加資格

一般競争入札の入札参加資格は、入札書提出日現在において次の各号に掲げる要件を全て満たすこととする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

(2) 豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町及び豊根村（以下「構成市町村」という。）のいずれかにおいて営業種目が中分類：その他の業務委託等、小分類：研修・人材派遣について入札参加資格を有すること。

(3) 本入札の公告の日から落札決定の日の期間において、東三河広域連合又は構成市町村のいずれかにおいて、物品の製造・販売、物品の買受け及び役務の提供等に係る指名停止の期間がないこと。

(4) 本入札の公告の日から落札決定の日の期間において「東三河広域連合が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 27 年 5 月 1 日付け締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

東三河広域連合福祉事業部介護保険課

〒440-0806 愛知県豊橋市八町通二丁目16番地（豊橋市職員会館5階）

電話：0532-26-8473

ファックス：0532-26-8475

電子メールアドレス：kaigohoken@union.higashimikawa.lg.jp

(2) 開札日時

令和7年9月30日（火） 午前10時から

(3) 開札場所

豊橋市職員会館4階 会議室

(4) 入札書の提出期限

令和7年9月29日（月） 午後5時必着

(5) 入札書の提出先

(1) の担当部局と同じ

(6) 入札書の提出方法

入札書（様式1）を入札書用封筒に厳封のうえ、郵送又は持参にて提出すること。

※入札書用封筒の作成方法は、添付の参考のとおりとすること。

※事前提出による入札書の日付は、入札書の提出期限以前の日付とすること。

※郵便の場合は、「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」とすること。

※信書便の場合は、書留郵便に準ずるものとする。

（信書便とは、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同法同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供するもの）

(7) 入札保証金

免除する。

(8) 契約保証金

免除する。

(9) 最低制限価格

無

(10) 質問期限及び方法

令和7年9月24日（水） 午後5時必着

(1) の担当部局へ、電子メール又は郵送にて入札質疑書（様式2）を提出すること。

(11) 回答日及び方法

令和7年9月26日（金）

東三河広域連合ホームページにて公開する。

(12) 入札の無効

東三河広域連合契約規則第47条に該当する入札は無効とする。

(13) 入札の回数

入札の回数は初度分を含めて3回までとする。

(14) 再度入札

再度入札となった場合は、改めて提出期限を示すものとする。

(15) 契約書作成の要否

要する。

4 その他

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定方法は、東三河広域連合契約規則第43条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、抽選により落札者を決定する。
- (3) 電子メール等の通信事故について、東三河広域連合は一切の責めを負わないものとする。
- (4) 東三河広域連合に談合情報が寄せられた場合で、談合の疑いが強いと東三河広域連合契約審査会が認めた場合は、すでに行われた入札を無効とすることがある。
- (5) 本案件の入札等に関し、談合その他の不正行為が明らかになったときは、東三河広域連合契約規則に基づき、賠償金を請求する場合がある。なお、契約の履行が完了した後等においてもこれを適用する。
- (6) 暴力団排除について、落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が合意書に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。なお、この場合東三河広域連合は一切の損害賠償の責めを負わない。また、契約履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者へ報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (7) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位について、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。